

## 感染症対策に関する指針

当法人(施設・併設施設)は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる老人福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

### 1 基本的な考え方(目的)

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い介護老人福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画(BCP)などのマニュアル・規程及び社会的規範を遵守するとともに、当法人が運営するすべての事業所における適正な感染対策の取り組みを行う。

### 2 感染症対策委員会

#### (1) 目的・内容

適正な感染予防・再発防止策を整備する体制の構築に取り組む。感染症の実態と対策、施設内外の情報把握と職員情報共有の核とする

#### (2) 感染症対策委員会の開催

三月に一度以上の頻度で開催する。重要な感染症が発生した場合、左記とは別に開催する。

#### (3) 委員会の構成員

施設長・相談員・介護職員・看護職員・栄養士で構成する。また施設長が委員会に出席できない場合、事務長が代わりに出席する

#### (4) 構成員の役割

- ・招集者 施設長・事務長または看護師長
- ・記録者 看護職員

### 3 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応の整備

#### (1) 平常時の対策

##### ① 感染症対策委員会の開催

- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に職員が感染源となることを予防し、利用者及び職員を感染の危機から守ることを目的とした本指針を整備する。  
また、日常支援に係る感染管理として以下の項目とする。
- i 利用者の健康管理
  - ii 職員の健康管理
  - iii 標準的な感染症予防
  - iv 衛生管理
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、派遣職員を含む全職員を対象に年2回以上定期的に実施するとともに入職した新人に対しても新人研修の一部として研修を行う。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、本指針に基づき、全職員を対象に研修時に訓練を定期的に行う。
- ⑤ 感染症対策委員会を中心に感染症に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけだし、定期的に指針を見直し、指針の更新を行うものとする。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例又は感染の恐れのある事例(以下、感染事例等)が発生した場合には、感染対策マニュアル等に従い、直ちに発生状況の把握に努める。
- ② 感染事例等の発生後は、感染拡大の防止として、以下の防止策を実施する。
- i 生活空間・動線の区分け
  - ii 消毒
  - iii ケアの実施内容・実施方法の確認
  - iv 濃厚接触者への対応
  - v その他委員会等で必要と認められたもの
- ③ 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長等管理者と協議のうえ、感染対策業務継続継続計画に則り、以下の医療機関や保健所、行政機関との連携のために速やかに報告する。
- i 医療機関・嘱託医： 似島診療所 082-259-2515
  - ii 保健所関係： 南保健センター(感染症)082-250-4108  
広島市保健所食品保健課(食中毒)082-241-7434
  - iii 広島市：介護保険課 082-504-2183
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長等管理者と協議のうえ、感染対策業務継続等に則り、以下の関係者への連絡を速やかに行う。
- i 施設内： 施設長・看護師長
  - ii 利用者家族

附 則 本方針は令和5年2月1日から適用する。